

平成27年度包括外部監査結果の対応状況(平成29年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
85	不当事項	青森高等技術専門学校	障害者の態様に応じた多様な委託訓練	<p>[中小企業の範囲の適用誤りによる委託料の過大支払いについて]</p> <p>障害者委託訓練の実践能力習得訓練コースの場合の委託費は、厚生労働省の委託訓練実施要領上、「委託先機関が、原則として中小企業、社会福祉法人及びNPO法人である場合は、原則、受講者1人当たり月額9万円を上限」と定められ、中小企業等以外については月額6万円が上限と定められている。</p> <p>青森校の実践能力習得訓練コースで委託先となった学校法人Aは、中小企業には該当しないが、青森校では、誤って判断し、中小企業に該当するとして、月額9万円の委託契約を締結し、総額54万円(9万円×3月×2人分)の委託費を支払っていた。結果として差額18万円が学校法人Aに過払いとなっており、同法人に18万円の返還を求めるべきものである。また、既に厚生労働省に委託訓練に係る実績報告を行っているが、この発見された返還事案については、委託訓練事業費の減額となり、減額は国の労働保険特別会計に返還すべきである。</p> <p>また、組織的な内部統制として、技専校内部の上司によるチェック作業、県の所管課による最終的なチェック作業をルール化し、法規等に則った正確な委託費であることを確認するために、形式的な作業に陥ることのないよう、再発防止に努めるべきである。</p>	<p>新規業種や新規委託先について、中小企業の範囲について特に留意し、業種区分を判断した理由を書類上(起案)明記して、起案者以外の複数体制の確認を徹底するよう、平成28年6月24日に文書により各校に指導・注意喚起した。</p> <p>その上で、訓練の実施方法や管理、契約事務、委託費の支払い方法等を詳細に記載した事務執行マニュアルである「事務手引き」を見直し、複数体制でのチェックについて明記するとともに、その内容を平成28年7月29日に開催した研修会において、各校担当者に周知し、再発防止に努めた。</p> <p>国庫委託金については、平成29年4月17日に県から国に返還した。</p>
127	意見	営農大学校	経営全般	<p>[営農大学校の経営状況について]</p> <p>監査人が部門別課程別に収支状況を把握する目的で作成した収支状況において、学生1人当たりの運営コストは、農産園芸課で4百万円、畜産課で1千万円を超えており、経営コストが相当高いことがわかる。</p> <p>他方で、全国農業大学校協議会発行の「全国農業大学校等の概要」によれば、学生から徴収する授業料、教科書代、寮費、食費、研修費、同窓会費等のすべてを合算すると、青森県は年間828千円となっている。監査人が算出した全国40大学の平均は625千円であるため、本県の授業料等総額が高い方だと推定される。本県の場合、年間にかかるであろう最大の額を年度当初に徴収し、実際に受講しなかった研修費等は後で返金する形をとっている。そのため学生側から高く見られてしまう可能性が高いが、このことが、入校生確保の障害になっていることもあり得るのではないだろうか。</p> <p>他の進路と比較検討する場合には、経済的な視点も検討材料の一つである。その点で、進路選択の入り口時点において、比較劣位に立たされている可能性を指摘しておきたい。具体的に、隣県の岩手県立農業大学校の施設は比較的新しく充実していると言われているが、授業料等は年額835千円と、ほぼ同じである。加えて、群馬県は442千円、栃木県は435千円と、ほぼ半額の授業料等である。その点では、現行の授業料等が教育水準に見合った水準であるかどうか、学生の満足度を基準に検討することも、経営改革上は必要だと考える。</p>	<p>営農大学校の授業料等は教材費や研修費など学校生活に必要な経費が全て含まれているが、他県の授業料等にはそれが含まれていないところもあるため、平成30年度入校案内に食費・寮熱水費等約30万円を含んでいることを明記し、青森県が割高ではないことをオープンキャンパスや高等学校訪問時に説明している。</p> <p>現在の経営形態では、経営コストと学生の満足度を直接的に両立させるのは困難であるが、「青森県営農大学校評価実施要領」に基づく学校評価において、学生及び保護者に対して学校への満足度等のアンケートを実施しており、評価委員の検証、助言を踏まえ、6次産業化コースの新設や設備の更新による教育環境の向上及び寮や食堂の改修などによる生活環境の改善を図り、学生の満足度の向上に努める。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
129	意見	営農大学校	経営全般	<p>[広大な敷地管理の不経済性について]</p> <p>営農大学校の敷地面積は、61.9haと非常に広大である。このうち、農地として29.7haを利用しているが、専門的教育機関が実習教育を行うために保有する面積としては十分すぎないか、人口減少局面において定数減と専攻課程再編を予定する前提として、十分すぎないかどうかの検討は、今後必要になるであろう。</p> <p>長期間に亘って現員数が定員数の半分程度の本校では、教育活動上の過剰な敷地面積になっていると考える。広大過ぎる敷地面積が、人的コストの増加要因であることは、客観的に見て明らかである。将来的な定員の減少に合わせて、日常的な管理面積のコンパクト化を図り、身の丈に見合った規模の施設とすることで、業務の効率化を実現することが望ましい。</p>	<p>営農大学校の敷地は、校舎等の施設、農地及び防風・斜面保護のための山林となっており、このうち農地については、各課程の入校生数が年度ごとに変動するため、一定の余裕が必要である。学生数が少なく教育で使用しない農地がある場合は、人的コストがかからない作物を作付けして管理している。</p> <p>前年に引き続き、専攻コース再編等の検討を行っており、その中で敷地の効率的な利用についても検討をしていく。</p>
130	意見	営農大学校	経営全般	<p>[寮制の方向性の検討について]</p> <p>本校は、2年間の全寮制による教育を行っており、寮定員の半分程度の利用となっており、入寮者数の減少傾向は続いている。女子寮は平成10年に設置され比較的新しい施設であるが、男子寮は昭和56年に設置されたもので30年以上が経過し老朽化が進んでいる。</p> <p>寮制の意義・必要性の検討はもちろんのこと、老朽化による寮の今後の維持運営経費や学生数の減少見込、学生負担経費の見直しも十分考慮し、本県が想定する適正規模、及び適正な財政負担による寮運営の継続性の観点からも、寮の維持管理に関する十分な検討が必要だと考える。</p>	<p>家畜や作物の管理の面や、通学が可能な学生が2割未満であることを考慮すれば、学生寮は必要である。老朽化の激しい男子寮は、改修工事を行うこととした。</p> <p>また、寮制について県関係課と検討している。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
131	指摘	営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	<p>[授業料等の減免に関する諸規程・基準の整備について]</p> <p>授業料等の免除については、「青森県営農大学校授業料の免除に関する要綱」(以下、「営農大学校の要綱」という)に定めがある。なお、「営農大学校の要綱」は次に述べる県立高校の諸規程・基準を参考に作成されているとのことである。</p> <p>○事案1 保護者の自宅が火災により全焼した事を理由に授業料を免除した事案 ある学生の保護者の住居が火災により全焼し、授業料を全額免除するという事務が行われている。「営農大学校の要綱」では、火災による授業料の免除申請に添付すべき書類は①市町村長の罹災証明書、②災害による市町村民税減免割合を示す市町村長の証明書と定められている。 しかし、実際には①しか入手していなかった。この理由について、県立高校のルールによると、①のみでいいのでそれに従ったとの回答があった。確かに県立高校のルールでは保護者の自宅(=生徒の現住所)の火災の場合に必要な書類は①のみであり、②は生計を維持する営業に重大な損害があった場合の提出資料となっている。 実質的にみても、提出書類として②を要求する理由は特になく思われる。しかし、実務上、営農大学校の規程ではなく、県立高校の規程をより重視して適用しているという状況は、規程等の適用において、非常に問題があると言わざるを得ない。営農大学校の規程等に準拠した事務が行われるべきである。</p> <p>○事案2 母子家庭でかつ経済的に困難な状況により授業料を免除した事案 母子家庭でかつ経済的に困難な状況により授業料を免除するという事務が1件行われている。 この事由により授業料を免除する場合の規定は、「営農大学校の要綱」に定められており、授業料免除等の減免申請を行う場合、申請書に添付すべき書類は「別紙のとおり」と定められている。しかし、「別紙」は存在しないこと、また、この事案の場合は、「免除額は、その都度知事が定める」(「営農大学校の要綱」と定められている)のみで、具体的な免除額を決定するための基準は存在しないことがわかった。 そのため、実務上は、「県立高校の事務取扱要領」(別紙1「青森県立高等学校授業料等免除一覧表(平成26年度現在)」)に従って添付書類を入手し、「県立高校の審査基準」を準用し免除額を決定(半額)したとのことであった。 この事案についても、実務上、本校の諸規程・基準が存在しないために、県立高校の諸規程・基準を適用しているという状況は、事務処理の法的根拠を欠いているという点において、非常に問題があると言わざるを得ない。</p> <p>以上より、本校の授業料免除等に関する諸規程・基準を十分に整備し、それを遵守することが必要である。</p>	<p>「青森県営農大学校授業料の免除に関する要綱」の規程の必要な整備を行い、これに準拠した事務を行っている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
132	意見	営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	<p>[授業料免除事務の実施時期について]</p> <p>条例に定められた本校の年間授業料金額は、技専校と同じく118,800円であり、第1回目の授業料納付期限も、4月30日と同一である。授業料減免事務について、技専校においては、4月30日までに授業料免除が決定されているため、全額免除の学生は第1回目から授業料を納付する必要がない。ただし、住民税の非課税が証明できるのは6月以降なので、その時点での免除は仮決定であり、最終的には6月以降に前年分の非課税証明書の提出を受け、免除要件を満たしていることを確認している。</p> <p>一方、本校では、授業料が全額免除になる学生も、条例第5条、規則第13条の定めにより、第1回目の授業料(年間授業料の半額)を必ず納付しなければならない。その後、免除決定手続きを経て、規則第13条の定めにより、第1回目の授業料は返還されることになる。このように、授業料が全額免除対象の学生に、後に返還されるとは言え、一旦半年分の授業料(この他、私費会計部分として約65万円の負担もある)の経済的負担を負わせることは、授業料免除制度の効果を減じるものであり、制度設計と事務実施について改善の余地があると考えます。</p> <p>国の就学支援金制度により授業料等の免除事務を行う公立・私立高等学校においても、仮決定方式による事務が行われている。営農大学校も、高等学校や技専校と同様に、授業料免除学生を4月30日までに仮決定し、正式決定後に必要額を徴収する方法について検討することが望ましい。</p>	<p>青森県営農大学校授業料の免除に関する要綱の規定の改正を行い、平成29年度から高等学校や技専校と同様に、授業料免除学生を4月30日までに仮決定し、正式決定後に必要額を徴収する方法に改めた。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
133	意見	営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	<p>[短期研修における受益者負担のあり方について]</p> <p>「農作業安全研修」及び「新規就農チャレンジ研修」について、受講者が負担し営農大学校に支払った経費は、県の歳入として計上されず、私費会計として処理している。</p> <p>しかし、研修の収支実績表を閲覧した結果、実際の支出内容は、負担額の算定根拠とは関係のない内容であることがわかった。</p> <p>「農作業安全研修」においては、前年度からの繰越金が160,699円あるのに加えて、当年度の受講生から徴収した171,000円を合わせた332,030円が当年の収入であるのに対して、支出合計は217,537円であり、残金が114,493円あること、すなわち、返金はされていない。算定根拠となっているトラクターのタイヤ交換は毎年行うわけではない。また、トラクター自体は県所有の財産であり、営農大学校の養成課程でも用いられるため、タイヤ交換の費用や燃料は公費としても支出している。したがって、ある年度に、トラクターのタイヤ交換費用や燃料費として支出されないこと自体が問題とは言えないが、どのタイヤ交換やどれだけの燃料費を公費とし、それ以外を私費で支出すべきか、明確な定めもない。したがって、恣意的な公費と私費の使い分けが行われる可能性があり、負担の年度間の公平性と、操作性の余地の点で、非常に問題がある。</p> <p>次に、(県単事業)新規就農チャレンジ研修収支をみると、負担額の算定根拠と実際の支出項目は内容的に全く異なっており、負担額の算定根拠の妥当性に問題がある。この研修で行われるビニールハウスでの野菜の栽培は、実際には、養成課程で使用するために公費で購入した種苗、肥料及び資材等を流用したと思われるとの説明を受けた。また、ビニールハウスでの野菜の栽培は、受益者負担を謳っているが、残金を受講者に返還していることから、野菜の栽培費用について、結局、受益者が負担しなかったことになる。</p> <p>このような外部の農業関係者を対象にした研修費用については、徴収内容次第で歳入計上すべきものも含まれていると考える。</p> <p>以上より、短期研修における受講者が負担している実費相当額については、その算定根拠の妥当性を精査するとともに、歳入計上するための制度上の整備等の検討をすべきである。</p>	私費会計の算定根拠を再度整理することとしている。
135	意見	営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	<p>[無人ヘリコプター研修について] 平成26年度、本校では産業用無人ヘリの研修を実施した。この研修は、1人17万円の受講料を徴収して行われたが、この受講料は県の歳入に計上されず、私費会計として学校内において会計処理されている。</p> <p>監査人が作成した「研修内容の公費と私費の区分内容表」から理解できるように、産業用無人ヘリの研修にかかる費用の負担は、公費と私費が複雑に交錯しており、費用の分担について理論的かつ合理的な説明を行うことは困難な状況にあると思われる。</p> <p>このような現状を改善するために、研修受講料を県の歳入として計上することを検討すべきであり、歳入歳出を公会計の枠組みで管理することにより、内部統制が有効に機能することが期待できる。また、受講料を歳入とすることにより、歳入歳出ともに取引内容の透明性が向上する。更に、指導員の資格更新の費用について、受益者負担金の会計処理と、公金ではなく学生の受講料から支出する事務の正当性について議論を喚起することが期待できる。</p> <p>以上より、無人ヘリ研修の受講料について、必要な制度上の整備を行い、歳入として計上することが望ましいと考える。</p>	私費会計の算定根拠を再度整理することとしている。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
138	意見	営農大学校	授業料等の歳入事務、出納事務、債権管理事務	<p>[給食の食材費の歳入歳出計上について]</p> <p>本校の場合は、全寮制であることから、歳入歳出に計上する会計処理の妥当性は、技専校以上に高まることになる。すなわち、消防学校と同じく、教育上の規則と方針により、在校生全員が給食サービスの提供を学校から受ける受益者であるという点を重視すれば、その受益に契約の任意性はないと言えよう。学校と受益者との契約関係は、任意契約ではなく、法令等に基づき発生した権利義務と考えられ、その場合には、私費会計とする処理に合理性が失われ、より公費の性格が強まると考える。</p> <p>技専校以上に、給食の食材費を歳入歳出として計上する方法が妥当と考えられるため、公費扱いの前提となる制度上の整備について検討することが望ましいと判断する。</p>	<p>現在、寮制のあり方について見直しを検討しており、全寮制でなくなることで、給食サービスが任意契約となれば、給食の食材費は私費会計で取り扱うこととして検討している。</p>
143	不当事項	営農大学校	財産収入事務、出納事務	<p>[現金の実在性と管理体制について]</p> <p>監査日(平成27年10月27日)に現金実査を行ったところ、10月2日の直売所での売上代金141,430円が金庫に保管されていた。しかし、この金額は、当日の直売所の売上明細記録よりも4,540円多かった。不一致理由は、売れ残った生產品を、日雇用員が冷蔵庫に品物を戻してから購入したものの、その売上記録を売上明細記録に追加しなかったという説明であった。</p> <p>営農大学校が生産した野菜等を、毎週金曜日午後、校内の直売所において一般消費者に野菜等を販売する取引については、県が学生自治会と農産物売買契約書を締結しており、県は学生自治会を通して財産収入を稼得する契約内容となっている。しかしながら、県は、野菜の販売時点において野菜の販売代金を学生自治会から收受するのではなく、学生自治会が消費者に販売した売上金を、販売の翌月に收受する取引形態をとっており、学生自治会は取引上の利益を一切得ることなく、いわば、農産物販売の事務処理の簡便化のために、伝票だけを通す取引形態をとっているに過ぎないものである。この現金を調達するまでの間の資金負担を県が負っており、当事者間において売買契約書だけを形式的に締結した販売実態が明らかとなった。この取引上の経済実態に加えて、担当する県職員が現金管理と販売管理の一切を日常的に支配・管理している人的実態、この現金は営農大学校の金庫に日常的に保管されている物理的実態、売買契約書に記載された規定内容は、実際上全く遵守されていない不適正な取引実態から総合的に判断して、この現金は、県の財務規則が適用されるべき、財務規則上の現金だと監査人は判断した。したがって、この現金に不一致が発見されたことは、県の財務事務の不適正問題として捉えるべきである。</p> <p>このことから、校内の直売所での販売代金については、販売終了後、その日の販売実績から売上金額を集計し、実査金額との整合性を上席者又は別の職員が確認した上で、金庫に保管しておかなければならない。</p> <p>これとは別に、平成27年10月24日の営大祭での野菜等の直売所の売上の明細表では、売上846,650円となっていたが、監査人による現金実査結果は、844,650円であり、2,000円現金が不足していた。担当者の説明は、売上代金の内2,000円は、購入した野菜を持ち帰り忘れてしまったとの電話が顧客からあったため、購入代金の返金をしようと、担当者が自分で保管していたが、結局、品物が見つかって、返金に至らなかったため、現金実査日以後に、売上代金に戻したという回答であった。</p> <p>現金の保管については、不正事務の未然防止の観点から適時に銀行に預け入れすべきであり、県出納局の指導では、その期限は、近隣に金融機関がない場合を除いて、收受日翌日の銀行営業日とされている。従って、売上明細記録との不一致を放置したまま1か月近くも校内の金庫に保管しておくことは、県の財務規則等、出納局の内部指導事項に違反することとなる財務事務である。また、県の歳入となる売上代金の一部を県職員個人が保管する行為、不正確で検証不可能な売上の明細記録の作成事務が放置されている現行実務からは、農産物販売による現金については、誰かが売上代金を横領しても、全く分からない管理状態にあると言える。組織における職務分掌、職務分担、事務ルールを定めたあらゆる法規等への準拠性違反に該当する、重大な経営管理上の問題である。</p> <p>このような実態を踏まえ、営農大学校は、事務手続き全般について抜本的に見直し、直売所における厳格な現金管理体制が早急に図られるようにすべきである。</p>	<p>営農大学校は、農産物の販売及び経理について学生自治会へ一任することとし、販売時の現金及び数量管理について、教育的な立場から指導をしていくこととした。</p> <p>なお、学生自治会は、農産物販売後の現金について速やかに銀行に預け入れ、適正に管理することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
146	意見	営農大学校	財産収入事務、出納事務	<p>〔販売実習方法の改善策について〕</p> <p>教育活動の一環で、金曜日午後に、学生が校内の直売所で生産した農産物等を販売している。これは、販売実習の教育の場という考えによるが、実際は、数量と価格は学校職員が決めており、学生の裁量はない。学生は、梱包作業と販売作業の実習を行っているだけで、販売員の体験学習に留まってしまっている。また、前述した現金管理も学校職員が行っている。</p> <p>しかし、学生の販売体験の学習であれば、販売数量や販売単価の設定について学生に行わせ、事後的にその成果を分析させ、販売終了後の売上表の作成と現金過不足の確認までの処理を学生に担当させることで、より確かな農業経営の学習になると思われる。</p> <p>現金については、担当教員が最終的な現金管理を行うとしても、それは学生が将来就職対象となる企業における管理事務と異なることはない。同じ指揮命令体制であっても、規律のある販売実習を行うことが教育上の観点から求められるのであって、これまでのような、どんぶり勘定を許容する販売実習のままでは、県が求めるレベルの農業経営者の養成には至らないのではないだろうか。</p>	<p>営農大学校は、販売数量や販売価格の設定を含めた販売及び経理について、学生自治会へ一任することとし、販売時の現金、数量管理に加え、売れ筋商品の予測、効果的な商品説明やその掲示方法の分析等について、教育的な立場から指導をしていくこととした。</p>
148	指摘	営農大学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>〔所在不明の備品について〕</p> <p>備品管理は、備品出納票の他に、エクセルで作成した備品一覧により行われている。備品の現物確認については、財務規則では定められておらず、実施されていない。そこで、営農大学校で作成された備品一覧、備品の現物を基に、備品の現物確認を監査人が行った結果、所在不明、若しくは、廃棄済の備品が一覧に記載されたままとなっていた。</p> <p>備品一覧の更新に当たっては、備品一覧に記載されている備品の現物確認を定期的に行い、所在不明の備品が認められた場合には、事実関係を把握しなければならない。</p> <p>早期に全ての備品について現物確認を行い、所在不明のものについては事実関係を把握した上で、適切な廃棄処理をすべきである。</p>	<p>所在不明の備品については、その経緯を調査し、財務規則に基づく事務処理を行った。</p> <p>その他現物確認の結果生じた不要物品については、適切に廃棄処分を行った。</p>
149	意見	営農大学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>〔長期間未稼働の重要物品について〕</p> <p>備品の現物確認の過程で、4つの重要物品について長期間未稼働との回答を受けた。いずれの重要物品も老朽化しており、新しい農機具への更新が行われているため、現在は使用していないとの回答であり、これらの中には屋内の保管施設に保管されているものもあった。このように、老朽化し、長期間にわたり使用していない、既に使用価値がなくなったものについては、屋内の保管スペースの効率的な利用、資産の適切な保全に関する内部統制の点からも、速やかに処分処理すべきである。</p>	<p>指摘を受けた4件の処分を行った。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
152	意見	営農大学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>〔長期間未利用の劇物について〕</p> <p>研修管理棟の分析実験室にある施錠可能な保管庫の扉には「医薬用外毒物、医薬用外劇物」と表示して、毒物、劇物を保管している。</p> <p>担当者に、これらの劇物の使用状況を質問したところ、この保管庫に保管されている劇物は長期間使用されていないとの回答が得られた。処分するにしても費用が掛かるため廃棄処分していないとの説明があった。</p> <p>長期間にわたり使用していない劇物は、安全管理上の観点から、これらの劇物の今後の使用見込みを検討し、今後も使用する見込みがないと判断した場合は、適法かつ適切な方法により廃棄処分することを検討すべきである。</p>	毒物、劇物の使用見込みを確認し、不要なものは、適法かつ適切に廃棄処分を行った。
153	意見	営農大学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>〔立木竹台帳の管理について〕</p> <p>本校敷地内には、スギ、アカマツ、カラマツ等の樹木が大量に生育していることが目視により確認でき、これらの樹木は行政財産として扱われているため、アカマツの立木竹台帳を監査人が確認したところ、昭和61年6月に現地再確認を行った結果を台帳に登録した以降は、売払い、伐採等による減少があるだけであり、新規登録は全くない。</p> <p>公有財産報告書の記入の留意点を取りまとめた「公有財産報告書記入要領」には、以下の場合に新規登録する旨が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新植：目通り(地上120cmの位置)幹周りが30cmを超える樹木(成木)を植栽したとき</li> <li>・台帳登録：樹木が成木に達したとき、又は立木(集団樹木)が16年生になったとき</li> </ul> <p>総務担当者によれば、本校のように大量の樹木がある場合、上記のルールに厳密に準拠して登録・処分事務を行うことは、物理的・時間的に著しく困難であると判断されるため、県営林と同様に立方メートル管理の方法を適用する方向で検討中であったと言う。</p> <p>昭和61年の現地再確認の実施から25年以上が経過しており、その間に、樹木が成木に達しているのは明らかである。ルールに従うことが現実的でない状況においては、代替的な方法の適用について協議し、適正な決裁行為を経た後に、公有財産の登録作業を行う必要がある。</p>	本校敷地内全ての樹木について、本数管理をすることとし、敷地内の樹木を調査し、立木竹台帳の異動報告を行った。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
156	意見	営農大学校	人件費の事務	<p>[多額の時間外手当について]  教育上の必要性から家畜等を飼育しているために、休日、夜間を含む時間外勤務が非常に多い。  時間外勤務については、人件費等の節減、職員の健康管理、家庭生活との両立を図るために、『「時間外勤務等縮減行動基準」の策定について』(平成14年2月1日総務部長通知)が発出され、年度ごとに縮減目標が設定され、計画書を作成している。このような状況下において、営農大学校の場合には、時間外手当総額の増加傾向、1人当たり時間外手当の増加傾向が決算数値として明らかに表れている。  時間外勤務が常態化している営農大学校において、少しでも時間外手当を削減するため、当番のシフトを工夫すること、日々雇用職員を活用するなどの方策を検討することが必要である。  これとは別の視点として、平成26年度の営農大学校費に含まれる時間外手当総額は17,152千円であり、営農大学校が支給した時間外手当15,369千円とは1,782千円の差が認められた。農林水産部全体での予算執行の管理とは言え、出先機関単体での予算執行ではない数値が、必然的に算入されてしまうことについては、営農大学校の経営状況を財務数値によって判断する上では、弊害になることになるため、出先機関別の経営成績を正しく表示しないことになる。</p>	<p>休日の振り替えを行うなど工夫し、時間外勤務手当の縮減を行った。</p>
158	意見	営農大学校	その他個別事項	<p>[学生研修旅費について]  ①学生研修旅費の透明性の確保について  新規就農・経営承継総合支援事業の技術習得支援(地域中核教育機関)事業において、営農大学校の学生研修旅費については、学生の旅費も含めた全額が国庫補助金として営農大学校に交付されている。  青森県の職員等の旅費に関する条例が適用され、学生に対して県職員の規定による交通費、宿泊費、旅行雑費等が支払われるが、旅費の受領や支払いに関して委任状を生徒から徴収して教員が一括受領し、交通費・食事代等を差引して残額を生徒に渡す方法がとられている。  教員が一括受領する学生旅費については、不正防止の観点から、交通費や宿泊費等の領収証の保管と、精算(返還)金額を明示して学生から受領印を徴収する等の方法により、精算事務の検証可能性を確保することが望まれる。  ②学生研修旅費の支給基準について  国庫補助金申請手続において、旅費条例に基づいた旅費を学生に支払うこと自体に法規上の問題はないが、旅費条例とおりの旅費を支払うことにより、学生には少額とは言えない精算(返還)金額が手許に残る実態がある。  学生の研修旅費について旅費を支給する場合には、実費とするかあるいは県職員とは異なる(学割なども考慮した低廉な)基準を設けるなどの取扱いを、個別に検討しても良いのではないかと考える。</p>	<p>国の要綱では、支給方法について定めがなく、また、県の旅費条例では、教員が一括受領する方法は問題がないものの、旅費支給の透明化を図るために、学生の銀行口座に振り込むこととした。学生から旅費を徴収した後、精算の段階で、交通費や宿泊費の領収書を提示することで、精算額を明確にし、事務の透明化を図ることとした。  学生の研修旅費については、学割を考慮した実費支給とすることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
160	意見	営農大 学校	その他個別事項	<p>[青森県営駐車場の駐車券の長期保管について]</p> <p>駐車券出納簿を監査し、過去の使用状況を確認したところ、県営駐車場は平成26年度末まで使用されていなかった。また、青森空港有料道路券は、平成24年4月1日以降使用実績はなかった。</p> <p>5万円を超える金券を長期間保管することは、内部統制上も好ましくなく、保管事務コストがかかるため、できる限り、少額化する必要がある。使用見込みがないようであれば、転売して歳入処理するのが望ましいと考える。</p>	青森空港有料道路券については使用しており、県営駐車場駐車券については、今後の使用見込みが少ないため、使用見込みの多い他所属へ管理換した。
164	意見	消防学校	経営全般事項	<p>[女性消防職員等の増加に対する対応策について]</p> <p>総務省消防庁は、全国の消防職員に占める女性の割合を、現在の2.4%から平成38年度までに5%に引き上げる数値目標を設定し、各市町村の消防本部に女性職員の増員を要請した。</p> <p>このことから確実視されるのは、消防学校における女性の増加対策の必要性である。現在の施設は老朽化が進行しているため、今後、本県においては消防学校の大規模修繕や寮制度のあり方が議論されることになると推測されるが、県民の安全安心のため、労働力不足を解消するために、消防分野への女性の進出を促す方向において検討が進むことを期待したい。その際には、新たな外部環境の変化に即応する形で、必要となる運営費の一部として受益者に負担を求めることが想定されることである。</p>	平成30年度の入校者見込みでは、女性の大幅な増は見込まれていないものの、将来的な増加を考慮する必要があることから、平成28年度から検討を開始した大規模修繕に向けた長寿命化計画と併せ、施設面の必要な対応策を検討することとしている。
168	意見	消防学校	出納事務・歳入事務・債権管理事務	<p>[入校経費の歳入計上について]</p> <p>本校では、入校経費の一部として、寝具の洗濯代や、酸素ボンベの詰め替え料等を徴収しているが、歳入として会計処理せず、私費会計として預り金処理している。この洗濯代等は、他の入校経費と異なり、訓練が終了した後に、学生個人の私物となる物品の購入費用ではなく、残金は消防学校の消耗品等として使われ、保管されるものであるため、歳出としても違和感のないものである。</p> <p>このような負担関係にあっては、取引における収入と支出の透明性を確保するために、個人に帰属する教材費などを除いて、歳入として徴収し、歳出として支出する会計処理が望ましいと考える。内部統制の脆弱な私費会計ではなく、地方自治法上の監査対象となる県の歳入歳出とすることにより、消防学校における財務の健全性を担保することも可能になる。</p> <p>以上より、入校経費のうち、歳入として計上すべきものはないか、歳入とすることで、より透明で健全な処理になる内容がないかどうかについて、再検討することが望ましい。</p>	入校経費の県の歳入については、平成30年度当初予算編成過程を通じて再検討することとする。
171	意見	消防学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>[長期間未稼働の備品について]</p> <p>重要物品及び備品の現物確認の過程において、長期間未稼働である重要物品、備品が確認された。既に使用価値がなくなったものについては、無駄な保管スペースが取られること、資産の適切な保全に関する内部統制の点からも、速やかに処分することが望まれる。</p>	備品の使用状況及び今後の使用見込等を確認・整理している。今後、不用物品としたものを産業廃棄物の分類(金属くず等)に区分する等、必要な手続きを行った上で処分する。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
172	意見	消防学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>[石油交付金を財源とした預かり備品の管理について]</p> <p>石油交付金を財源とした備品については、県の防災消防課が所有する備品ということで、消防学校ではこれらの備品については預かっているという認識であり、特に一覧表による管理は行っていない状況であった。</p> <p>しかし、これらの備品を消防学校として授業に使用している以上は、保管責任、管理責任は消防学校にもあると言える。もし、これらの備品について盗難、紛失の事態が発生した場合、現状では消防学校で一覧表による管理を行っていないため、そのような事態の発生にそもそも気付かない、若しくは、気付くのに遅れることにより、問題解決により多くの時間を要する可能性がある。</p> <p>預かり先である本庁所管課に対する保管責任を果たすこと、県庁全体の資産の保全に関する内部統制の観点からも、石油交付金を財源として消防学校で使用している備品については、一覧表による管理を行い、定期的に現物の確認を実施することが望ましい。</p>	石油交付金を財源とした備品については、本庁所管課と協議し、一覧表による管理と定期的な現物確認を実施することとした。
173	意見	消防学校	公有財産・物品・備品の管理事務	<p>[立木竹台帳の管理について]</p> <p>玄関前にクロマツが植樹されており、このクロマツは行政財産として扱われている。立木竹の現況について質問したところ、このクロマツ以外にも樹木はあるとの回答があった。</p> <p>よって、敷地内にある樹木については、新規登録、異動が必要な樹木がないかどうか確認を行い、必要なものについて台帳登録を行う必要がある。</p>	敷地内樹木を調査し、公有財産台帳への新規登録を行った。